



まずはチェック あなたは市県民税の申告が必要？

※遺族年金・障害者年金は非課税のため収入(所得)に含める必要はありません

スタート

税務署から申告案内の通知が届いた

はい

税務署に申告してください

いいえ

確定申告書を既に税務署に提出した、あるいは提出する予定だ

はい

市への申告は不要です

いいえ

平成26年1月1日～12月31日の間、収入(所得)がなく、家族の扶養控除対象者となっている

はい

申告は不要です

いいえ

平成26年1月1日～12月31日の間、収入(所得)がないが、誰にも扶養されていない

はい

市・県民税の申告は不要ですが、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している場合、保険税(料)計算のための申告が必要です

いいえ

平成26年中は給与収入だけで、市へは事業所から報告される

はい

申告は不要です。ただし、給与や年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除(扶養控除・医療費控除・社会保険料控除など)を**追加する人**は申告が必要です

いいえ

平成26年中は公的年金だけである

はい

いいえ

市県民税の申告が必要です

- ◆税務署で「確定申告は不要」と言われた人でも、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ◆上記の「申告不要」に該当する人でも次の①～⑤のサービスを利用・申請する場合には、市県民税の申告が必要な場合があります。
 - ①国民健康保険加入者(算定資料・軽減措置の判定・高額療養費支給申請のため)
 - ②介護保険加入者(算定資料のため)
 - ③所得証明が必要な人
 - ④市営住宅を利用する人
 - ⑤その他、福祉関係のサービスを利用する人など
- ◆申告書用紙が必要な人は、本庁・各支所に「書き方」と一緒に用意しています。また、記入した申告書は郵送での提出もできます。
- ◆市県民税の申告書用紙は、市ホームページからも取得できます。
<http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>
 市民向け情報 市税 → 市・県民税 → 市・県民税について

平成27年度(平成26年分) 市民税・県民税の申告相談

申告制度は、納税者自らが前年中の収入・経費を計算し、その金額を基に所得税や市県民税・国民健康保険税・介護保険料などを応分に負担するための重要な仕組みです。申告が必要な人は次ページの日程を確認し、各申告相談会場へお越しください。確定申告をする人は、税務署での手続きが必要です。

開催期間

2月9日(月)～3月16日(月)

問合せ

市民税課 ☎33-4107

2/26(木)～3/16(月)〈土・日を除く〉は
 ハーモニーホール申告会場
 特設電話

☎35-5566・35-5578



申告に必要なもの

■印鑑

■所得(収入)に関するもの

■給与や公的年金の申告

■源泉徴収票

■営業・農業・不動産の申告

※**収支内訳書**(売上伝票・仕切書や帳簿など、収入金額の詳細や各種経費の領収書、26年中に購入した減価償却資産の領収書、土地改良費、農業共済掛金の領収書など経費が証明できるもの)
※事前に記入し、申告会場へお持ちください。

■一時所得

一時所得や保険満期一時金などの証明書

■配当所得

金融機関発行の源泉徴収票や支払明細など

■その他

個人年金・講師料・謝金などの各種報酬の支払明細

■控除に関するもの

■**社会保険料**(国民健康保険税・国民年金掛金・介護保険料など)・**生命保険・損害保険などの支払証明書**
 ■**医療費などの領収書**

市・県民税申告相談受付日程・会場

受付時間 午前 9:00 ~ 12:00
午後 1:00 ~ 4:00

※正午～午後1:00は受付できません。

休日の申告相談は、3月15日(日)にやつしろハーモニーホールで行います。
混雑を避けるため、できるだけ指定日の来場にご協力ください。
指定日に都合がつかない人は、他の指定日にその会場への来場も可能です。

校区	町内・行政区など	指定日	時間帯	会場
二見	洲口町・本町・赤松町	2/11 (水) (例)	午前	二見公民館
	下大野町・野田崎町		午後	
日奈久	新開町・大坪町・新田町・山下町・竹之内町・浜町・東町・中町	2/12 (木)	午前	南部市民センター3階
	上西町・中西町・下西町・馬越町・栄町・平成町・塩北町・塩南町		午後	
東陽町	河 俣	2/13 (金)	午前	東陽支所 2階大会議室
	南	2/16 (月)	午後	
	小 浦		2/16 (月)	午前
	北	午後		
鏡町	駅前・下有佐・有佐・中島・下村	2/17 (火)	午前	鏡支所 3階大会議室
	内田・宝出		午後	
	鏡村・津口・芝口・野崎	2/18 (水)	午前	
	上鏡・鏡町		午後	
	外出・北出・大還・貝洲	2/19 (木)	午前	
	碓原・塩浜・北新地		午後	
千丁町	上土・上外牟田・下外牟田・北村・太牟田塘	2/20 (金)	午前	千丁支所 2階大会議室
	西牟田上・西牟田下・二の丸・八代新地・川開		午後	
	北吉王丸・南吉王丸・新牟田一・新牟田二	2/23 (月)	午前	
	新牟田三・東牟田		午後	
坂本町	西部・深水・中谷	2/24 (火)	午前	坂本公民館 大ホール
	百済来下・百済来上		午後	
	鎌瀬・中津道・市ノ俣・川嶽・鶴喰・田上	2/25 (水)	午前	
	鮎婦・坂本・荒瀬・葉木		午後	

校区	町内・行政区など	指定日	時間帯	会場
	代陽・八代・龍峯	2/26(木) 27(金)	終日	やつしろ ハーモニーホール (1階多目的ホール)
	植柳・麦島・宮地 (宮地東を含む)	3/ 2(月) 3(火)	終日	
高田・金剛	3/ 4(水) 5(木)	終日		
太田郷	3/ 6(金) 9(月)	終日		
松高・郡築・昭和	3/10(火) 11(水)	終日		
八千把	3/12(木) 13(金)	終日		
泉町	板木・保口・椎原・朴の木・小原・久連子	2/9 (月)	午後	振興センター 五家荘
	上縦木・下縦木・西の岩・黒原・葉木	2/10 (火)	午前	
	柿迫地区	3/ 3 (火)	午前	泉支所 2階会議室
	栗木地区		午後	
下岳地区	本屋敷～土生	3/ 4 (水)	午前	
	井櫃～矢山		午後	
全市内	上記の指定日に申告できなかった人	3/15(日) 16(月)	終日	やつしろ ハーモニーホール (1階多目的ホール)

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成26年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

日時 2月16日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時(土日を除く)

場所 八代税務署3階会議室(花園町16番地2)

問合せ 八代税務署個人課税第1部門

☎32-3141

※消費税および地方消費税の申告は3月31日(火)までです

**平成26年度
「税に関する作文」入賞者**

中学生の部

・南九州地区納税貯蓄組合連合会優秀賞

本村 花鈴さん(日奈久中2年)

「新しい納税のシステム『ふるさと納税』」

・熊本県知事賞

中村 百花さん(第一中3年)

「税が変わる未来」

・八代税務署長賞

大住 知里さん(第五中3年)

「税の大切さ」

高校生部の部

・八代税務署長賞

竹原 沙耶さん(八代高校1年)

「みんなで支える税金」

※平成27年度の確定申告の期間は、2月16日(月)～3月16日(月)となっています。

問合せ 八代税務署 個人課税部門
☎323141

日時 2月3日(火)～5日(木)
午前9時～午後4時

場所 八代税務署3階

※要件や手続き、必要な書類などは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

※平成27年度の確定申告の期間は、2月16日(月)～3月16日(月)となっています。

問合せ 八代税務署 個人課税部門
☎323141

**平成26年中に住宅ローンなどで
住宅を購入(新築・増改築)した人へ**

一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除(住宅借入金等特別控除)を受けることができます。

八代税務署では住宅借入金等特別控除を受ける人を対象に、次のとおり申告書の作成会を実施します。